

意見書案提出書

森林・林業・木材関連施策の推進を求める意見書（案）

意見書案を、横手市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

令和元年9月20日

提出者

横手市議会議員全員

賛成者

横手市議会議長 播磨 博一 様

理 由

森林経営管理制度の具体化に向け、森林所有者の確定、境界の明確化、森林の適正管理等に係る市町村への支援や、林業就業者の所得の向上、労働安全対策をはじめとする就業条件改善に向けた対策の強化を図ることについて、関係行政庁に要望する必要がある。

議会案第3号

森林・林業・木材関連施策の推進を求める意見書

我が国の森林資源は、戦後造林された人工林を中心に本格的な利用期を迎えており、この豊富な森林資源の循環利用を確立させることを通じ、森林の公益的機能の維持・増進を図り、林業・木材関連産業を振興させることが求められています。

そのためにも、「森林・林業基本計画」に基づいた施策の一層の推進はもとより、主伐後の確実な再造林、国産材需要拡大等の施策の確立が重要となっています。また、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、市町村における森林整備の推進に期待がされるところです。

今後は、森林経営管理制度の具体化に向け、森林所有者の確定、境界の明確化、森林の適正管理等に係る市町村への支援や、林業就業者の所得の向上、労働安全対策をはじめとする就業条件改善に向けた対策の強化を図ること等が重要となっています。

つきましては、来年度予算概算要求における予算の拡充に向けて具体的進展が図られるよう、下記事項を要望します。

記

1. 「森林・林業基本計画」に基づく森林の多面的機能の発揮や林業の持続的かつ健全な発展、林産物の供給・利用の確保に向けた施策の具体化を図るために必要な予算の確保を図ること。また、森林吸収源対策に係る森林整備を着実にを行うために必要な予算を確保すること。
2. 森林経営管理制度に係り市町村の体制強化に向け、国が責任をもって、市町村の林務担当者の育成・確保を図る仕組みを確立するとともに、森林所有者の確定・境界の明確化など、「森林経営管理法」及び「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に係る附帯決議の具体化を図ること。また、施業集約化の促進に向け、森林経営計画作成に係るフォレスター・プランナー等の育成・確保を図ること。
3. 森林資源の循環利用確立のための主伐後の確実な再造林に向け、国の責務を明確化し、再造林に対する公的補助の拡充を図るとともに、苗木の安定供給体制の確立や鳥獣被害対策などの対策を講じること。
4. 地域材の安定供給体制の確立に向け、流域単位の関係者による協議会の結

成など、木材需要に対応した安定供給、需給調整、販売をコーディネートできる組織の確立と人材の育成を図ること。また、国産材利用促進に向け、住宅分野における国産材の利用拡大を図るとともに、公共建築物の木造化、中高層建築物へのCLTの利用拡大、土木資材等の非住宅分野における木材利用等、これまでの対策を一層推進させるとともに、木材の価格安定に向けた対策を講じること。加えて、違法伐採対策の強化を図るとともに、森林認証・認証材の普及・拡大に向けた対策を図ること。

5. 「山村振興法」の基本理念、附帯決議に基づき、山村地域において雇用の拡大・改善を行う企業に対する支援措置を講じる等の具体的施策の確立を図るとともに、地域振興・地域林業確立の観点から、国等の発注する事業については、地域の事業者が優先的・安定的に受注できる発注方式に改善すること。
6. 「緑の雇用」をはじめとする林業労働力の育成・確保に向けた施策の一層の拡充及び必要な予算の確保を図るとともに、労働安全対策をはじめとする就業条件改善に向けた対策の強化を図ること。また、下肢の切創防止用保護衣の着用義務化に係わっては、労働者が確実に保護衣を着用するように対策を講じるとともに、助成措置の拡充を図ること。
7. 条件不利地域など適正な森林整備が進まない森林については、水源林造成事業等による公的森林整備の拡充を図ること。また、奥地水源地域の森林整備を通じた森林の公益的機能等の着実な発揮に向け、水源林造成事業の長期的・安定的な実施に必要な森林整備センターの人員や組織の拡充等の体制の確立を図ること。
8. 国有林野事業については、公益重視の管理経営と地域振興・地域林業への貢献に向けた役割を果たすため、組織体制の拡充をはじめとする現場管理機能の強化・拡充等を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年9月20日

横手市議会議長 播磨 博一

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
農林水産大臣 江藤 拓 様

意見書案提出書

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）

意見書案を、横手市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

令和元年9月20日

提出者

賛成者

本間利博	高橋和樹	山形健二	大日向香輝	青山 豊
加藤勝義	奥山豊和	寿松木孝	鈴木勝雄	立身万千子
菅原亀代嗣	菅原正志	佐藤誠洋	高橋聖悟	木村清貴
塩田 勉	佐々木喜一	遠藤忠裕	小野正伸	佐藤清春
佐藤忠久	菅原恵悦			

横手市議会議長 播磨 博一 様

理 由

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月末をもって失効となる。これまで、過疎地域が果たしてきた多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは、過疎地域住民によって支えられてきた。こうした機能を維持していくためには、住民が安心・安全に暮らせる地域として

健全に維持されることが重要と考える。総合的かつ積極的な支援を充実・強化するため、新たな過疎対策法の制定について、国会及び関係行政庁に要望する必要がある。

議会案第 4 号

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和 45 年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4 次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和 3 年 3 月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、市町村の廃置分合等があった場合の特例措置を含め、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 9 月 20 日

秋田県横手市議会議長 播磨 博一

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
総務大臣 高市 早苗 様
財務大臣 麻生 太郎 様
農林水産大臣 江藤 拓 様
国土交通大臣 赤羽 一嘉 様